

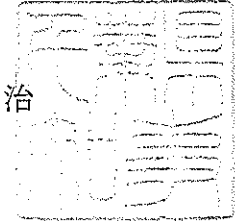
# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県白井市根13番地1  
氏 名 有限会社京葉総業  
代表取締役 小出 淳一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治

許可の年月日 平成26年 2 月 27 日  
許可の有効年月日 平成31年 1 月 8 日



## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、  
(エ) 繊維くず、(オ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

金属くず（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※ 「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙1及び2のとおり

## 3. 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理は、2に掲げる施設で行い処理能力を超えて行わないこと。  
(2) 産業廃棄物の保管は、2に掲げる設置場所で行い保管量を超えて行わないこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 1 月 9 日 新規許可  
平成26年 2 月 27 日 更新許可  
平成26年 4 月 30 日 変更届（代表者の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

## 許可証別紙1

## 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕施設 (条例第12条第1項第2号) (平成15年8月11日、 第15-20-1-12号)	廃プラスチック類 3.12t /日 (0.39t/時×8時間) 紙くず 3.28t /日 (0.41t/時×8時間) 木屑 3.92 t /日 (0.49t/時×8時間) 繊維くず 3.92 t /日 (0.49t/時×8時間) ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 4.77t/日 (0.596t/時×8時間) (平成15年11月21日)	1	千葉県白井市根 字下郷谷 13番1、14番
圧縮施設	金属くず 4.22 t /日 (平成18年3月22日)	1	
廃プラスチック類の保管場	36.0 m <sup>2</sup> 52.5 m <sup>3</sup>	1	
木くずの保管場	36.0 m <sup>2</sup> 52.5 m <sup>3</sup>	1	
紙くずの保管場	36.0 m <sup>2</sup> 52.5 m <sup>3</sup>	1	
繊維くずの保管場	36.0 m <sup>2</sup> 52.5 m <sup>3</sup>	1	
金属くずの保管場	6.84 m <sup>2</sup> 8.1 m <sup>3</sup> (コンテナ保管)	1	
ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くずの保管場	6.84 m <sup>2</sup> 8.1 m <sup>3</sup> (コンテナ保管)	1	
搬入品一時保管場 (廃プラスチック類、木くず、紙く ず、繊維くず、金属くず)	13.68 m <sup>2</sup> 16.2 m <sup>3</sup> (コンテナ保管)	1	

(以下余白)

## 許可証別紙2

## 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理後物 保管施設	廃プラスチック類の 保管場	13.68 m <sup>2</sup> 16.2 m <sup>3</sup> (コンテナ保管)	1	千葉県白井市根 字下郷谷 13番1、14番
	木くずの保管場	6.84 m <sup>2</sup> 8.1 m <sup>3</sup> (コンテナ保管)	1	
	紙くずの保管場	6.84 m <sup>2</sup> 8.1 m <sup>3</sup> (コンテナ保管)	1	
	繊維くずの保管場	6.84 m <sup>2</sup> 8.1 m <sup>3</sup> (コンテナ保管)	1	
	金属くずの保管場	6.84 m <sup>2</sup> 8.1 m <sup>3</sup> (コンテナ保管)	1	
	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くずの 保管場	6.84 m <sup>2</sup> 8.1 m <sup>3</sup> (コンテナ保管)	1	
	残さ物の保管場	6.84m <sup>2</sup> 8.1m <sup>3</sup> (コンテナ保管)	1	

(以下余白)